

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和六十一年 三月 十八日 東京で  
昭和六十一年 三月 十八日 効力発生  
昭和六十一年 四月 五日 告示

(外務省告示第一一九号)

目 次

米国側書簡

日本側書簡

ページ

一八五一  
一八五三

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(米国側書簡)

(U.S. Note)

Tokyo, March 18, 1986

Excellency,

米国側書

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に言及する光榮を有します。本使は、同協定の規定が、それれ本国の法令に従い、千九百八十八年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって提案する光榮を有します。

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、心より重ねて閣下に向かひて敬意を表します。

千九百八十六年三月十八日に東京で

I have the honor to refer to the Agreement between the United States of America and Japan concerning an International Observer Scheme for Whaling Operations from Land Stations in the North Pacific Ocean, signed at Tokyo on May 2, 1975. I have the honor to propose on behalf of the Government of the United States of America that the provisions of the Agreement shall be applied, in accordance with the laws and regulations of the respective countries, until March 31, 1988.

I have further the honor to propose that if the foregoing proposal is acceptable to the Government of Japan, the present Note and Your Excellency's Note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of Your Excellency's reply.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

アメリカ合衆国

特命全権大使 マイケル・J・マンスフィールド

日本国外務大臣 安倍晋太郎閣下

(Signed) Michael J. Mansfield  
Ambassador Extraordinary  
and Plenipotentiary of  
United States of America

His Excellency  
Shintaro Abe  
Minister for Foreign Affairs  
of Japan

| 沢 |

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米国側書簡)

本大臣は、更に、アメリカ合衆国政府の前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するもののみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十六年三月十八日に東京で

日本国外務大臣 安倍晋太郎

アメリカ合衆国  
特命全権大使 マイケル・J・マンスフィールド 閣下

(参考)

この取極は、昭和五十年五月一日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集二四五六号参照）の規定を昭和六十三年二月三十一日まで適用することを定めたものである。